

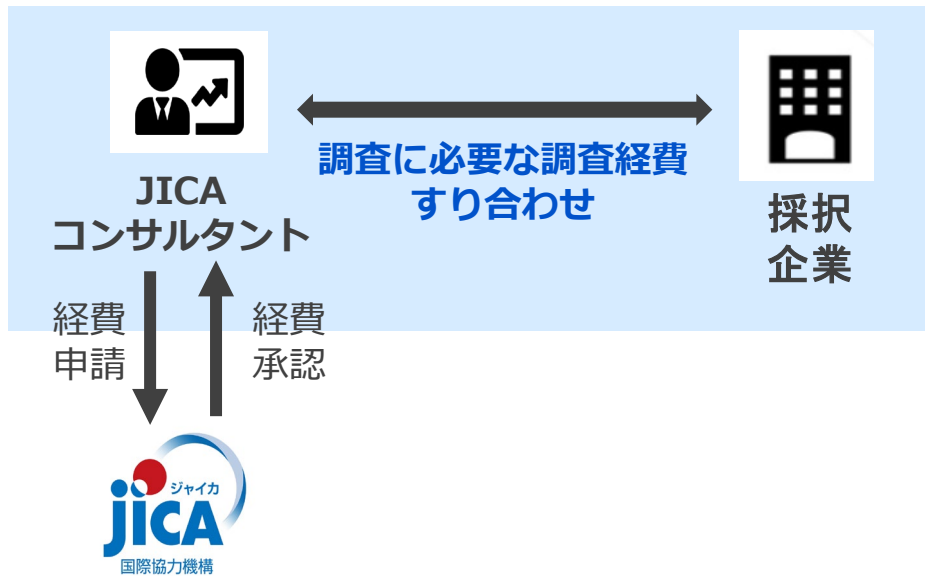
中小企業・SDGsビジネス支援事業  
2024年度募集に向けた説明会  
補足資料

# 中小企業・SDGsビジネス支援事業 機材費(機材損料・借料)説明資料

独立行政法人国際協力機構 民間連携事業部

# 調査経費（機材費）

- 調査経費は、**JICAコンサルタントが採択企業の調査を支援する経費**です。
- ビジネス化実証事業では機材費として**機材損料・借料**および**機材送料**を計上できます。
- 機材費は採択企業の**立替払**となります。
- 機材費の計上にかかる詳細は**機材費ガイド**をご確認ください。



- 一般業務費、機材費、再委託費、国内業務費以外の経費は計上できません。一例として**採択企業の人件費（本支援事業に係る外部要員に支払うものを含む）**は採択企業が自ら負担する必要があります
- 調査経費は**採択の事実をもって承認されません**

調査経費	概要	ニーズ 確認調査	ビジネス化 実証事業
□ 一般業務費	業務実施に必要な活動費用であり、 (1) 特殊備人費、(2) 車両関連費、 (3) セミナー等実施関連費、(4) 旅費・交通費、(5) 資料等翻訳費、 (6) 雑費から構成されます。	●	●
□ 機材費	業務に必要な機材・物品のうち、採択企業が所有し業務に使用する機材・物品の損料、カスタマイズ費、レンタル料です。機材の送料も計上できます。	×	●
□ 再委託費	調査対象国、本邦、第三国において、現地業者等に対し、業務の一部（工事も含む）を契約により実施させるための業務委託経費です。	●	●
□ 国内業務費	「採択企業の製品・サービス」等が日本の場において実際に活用されている状況やその活用方法を調査対象国の政府関係機関の職員や現地ビジネスパートナー等に説明・視察機会の提供を目的として当該職員等を日本に受け入れる活動経費です。	×	●

# 調査経費（機材費）

- 機材費は**機材損料・借料（損料・カスタマイズ費・レンタル料）**及び**機材送料**で構成されます。
- 機材損料・借料は以下の表に示す通りの精算とし、それ以外の費用は一切計上できません。
- 機材損料・借料のうち、損料及びカスタマイズ費は精算に際し、採択企業が自ら**任意の公認会計士に依頼し公認会計士確認書を作成する必要があります**。レンタル料は実費精算のため公認会計士の確認は不要です。

費目・細目	内容	ニーズ 確認調査	ビジネス化 実証事業
-------	----	-------------	---------------

## 機材費

機材損料・借料	☐業務に使用する機材の損料、カスタマイズ費、レンタル料	×	●
機材送料	☐上記機材の本邦から又は本邦への送料（保険料を含む。）	×	●

機材		損料	カスタマイズ費	レンタル料
機材 (ソフトウェアを除く)	自社	○ 原価※×損料率（供用日数／耐用年数×365） 但し、P/L方式による原価における単価が5万円未満かつ一度使用したら再利用できないもの場合は損料率を乗じずに計上	○ 製造直接費×損料率（供用日数／耐用年数×365）	×
	他社	○ 取得価格×損料率（供用日数／耐用年数×365） 但し、取得価格の単価が5万円未満かつ一度使用したら再利用できないもの場合は雑費の費目に計上	損料率はカスタマイズを施す実機と同等の値にて積算	○ 実費
ソフトウェア	自社	×	○	×
	他社	×	直接労務費+直接経費	○ 実費

※原価は直近会計年度における損益計算書（P/L）を用いた利益控除式に基づく算定とし、以下の利益控除式にて算出します。  
 当該自社機材の販売実績平均価格×（1－売上総利益率）

## ■ 損料の積算に係る各用語の定義は以下の通りです。

原価	<p>直近会計年度における損益計算書（P/L）を用いた利益控除式に基づく算定とし、以下の利益控除式にて算出します。</p> <p><b>当該自社機材の販売実績平均価格 × (1 - 売上総利益率)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>□ 損益計算書は直近会計年度の税務申告書（申告済のもの）一式に含まれているものとしします。</li><li>□ 販売実績平均価格は直近会計年度の実際の実績データであり、販売実績の網羅性が確認できる書類とします。なお、該当機材の販売実績として、契約書、販売先への請求書、入金実績等の証憑も公認会計士による確認の際に必要となります。</li><li>□ 売上総利益率は小数点第三位以下を切り捨てとします。</li><li>□ 年間の製品別の在庫数量、販売数量、在庫数や販売金額が記録されているデータであること、かつ経理上の売上金額と整合しているデータ</li></ul>
取得の代金	<p>採択企業等以外から購入した際の仕入れ金額とします。</p> <p>ただし、会社法に定める「親会社」若しくは「子会社」から取得する場合は確認書類として親会社や子会社に相当する会社のリストを提出のうえ、以下の①または②の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 直近会計年度（定義は提案企業と同じ）の親会社および子会社の税務申告済の確定会計年度の個別財務諸表にもとづく、損益計算書を用いた利益控除式を取得価格に適用した金額。</li><li>② 当該親会社や子会社が採択企業に納品したものを外部から仕入れている場合はその外部からの請求書に記載された金額。</li></ul>
供用日数	<p>対象国で稼働を確認した日付から対象国で稼働を停止する日付までの日数とします。</p> <p>なお、調査終了時まで対象国に設置する場合は、「稼働を停止する日付」を「調査完了報告書を提出する日付」とします。機材の稼働状況は月報にてJICAコンサルタントを通じてJICAに報告します。</p>
耐用年数	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく製品の耐用年数とします。</p>

# 調査経費（機材費）：機材（ソフトウェア除く）のカスタマイズ費

- カスタマイズ費で計上可能な製造原価要素の定義は、「原価計算基準」の「八 製造原価要素の分類基準」の通りとします
- **機材（ソフトウェア除く）のカスタマイズ費は自社・他社問わず製造直接費に損料率を乗じます**
- 製造原価を計算できる専門の会計ソフトウェアやERPシステムから抽出したものを根拠資料としてご準備ください

総原価	製造原価	直接費	直接経費	外注加工賃など
			直接労務費	製造部門の給料など
			直接材料費	材料費・資材・部品など
		間接費	間接経費	工場の減価償却費、電気代、雑費など
			間接労務費	品質管理部門、物流部門の給料など
			間接材料費	消耗品、品目管理しない梱包材など
	販売費及び一般管理費			

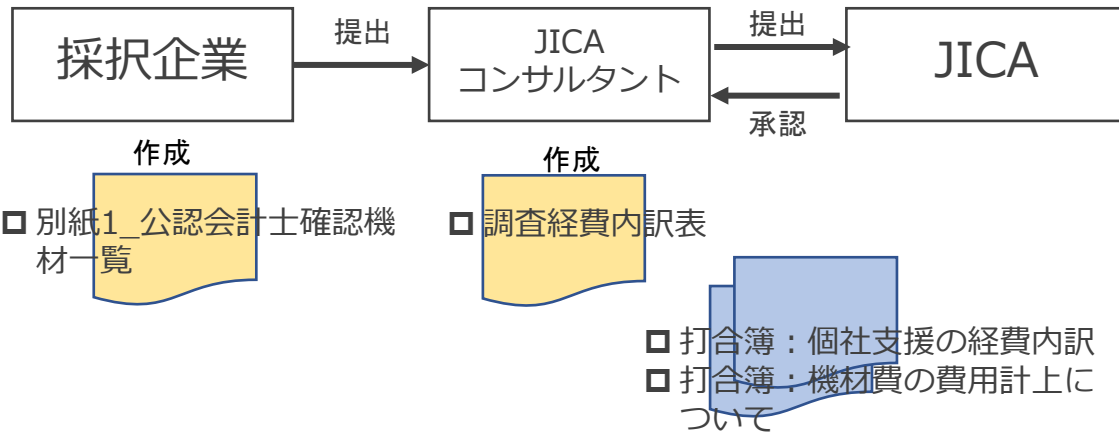
# 調査経費（機材費）：ソフトウェアのカスタマイズ費

- カスタマイズ費で計上可能な製造原価要素の定義は、「原価計算基準」の「八 製造原価要素の分類基準」の通りとします
- **ソフトウェアのカスタマイズ費は自社・他社問わず直接経費と直接労務費のみ計上できます**
- 製造原価を計算できる専門の会計ソフトウェアやERPシステムから抽出したものを根拠資料としてご準備ください

総原価	製造原価	直接費	直接経費	外注加工賃など
			直接労務費	製造部門の給料など
			直接材料費	材料費・資材・部品など
		間接費	間接経費	工場の減価償却費、電気代、雑費など
			間接労務費	品質管理部門、物流部門の給料など
			間接材料費	消耗品、品目管理しない梱包材など
	販売費及び一般管理費			

# 機材損料・借料（損料・カスタマイズ費）積算と精算の流れ

## （ア）費用計上に関するJICA確認：



- 対象物取得を行うより前に、採択企業が機材費ガイドに定める機材費の定義及び計算式に基づいて別紙1\_公認会計士確認機材一覧の企業概算（赤枠）を記入します。
- 別紙1\_公認会計士確認機材一覧をJICAコンサルタントに提出し、JICAコンサルタントが調査経費内訳表を更新し、あわせて機材費の費用計上について、JICAの確認を得ます。
- なお、本時点では概算額を確認するものであり、実際の精算金額を承認するものではありません。
- 調査経費内訳表に反映された機材費は、精算額の確定（公認会計士確認確認書の受領）まで、他の費目に流用できません。

2024年度ビジネス化実証事業

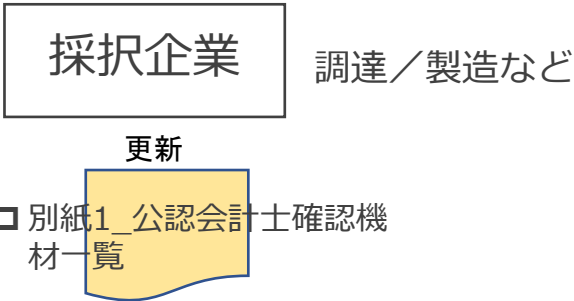
社名：  
種業名：  
公認会計士確認機材一覧

中項目	小項目	詳細項目	企業<概算時>				企業<実績時>				会計士確認結果			
			内訳金額 (円)	原価/取得原価	数量	仕様・補注	内訳金額 (円)	原価/取得原価	数量	仕様・補注	確認金額	原価/取得原価	数量	備考
機材費	借料	機材機	986,301	600,000	10	型番：XXXXXXXXXXXX 原価：600,000万円 耐用年数：5年 供用日数：300日 〇〇〇〇年〇月〇日（稼働開始日）～〇〇〇〇年〇月〇日（稼働終了予定日）。稼働終了予定日が突如した際は別途報告・確認を行う。	986,301	600,000	10	型番：XXXXXXXXXXXX 原価：600,000万円 耐用年数：5年 供用日数：300日 〇〇〇〇年〇月〇日（稼働開始日）～〇〇〇〇年〇月〇日（稼働終了予定日）。稼働終了予定日が突如した際は別途報告・確認を行う。	984,273	698,766	10	平均残存価額： 利率率：25.72% 耐用年数：5年 供用日数：300日（予定）
	借料	電気装置カスタマイズ	657,534	400,000	10	機材電気装置カスタマイズ費 耐用年数：5年 供用日数：300日 〇〇〇〇年〇月〇日（稼働開始日）～〇〇〇〇年〇月〇日（稼働終了予定日）。稼働終了予定日が突如した際は別途報告・確認を行う。	657,534	400,000	10	機材電気装置カスタマイズ費 耐用年数：5年 供用日数：300日 〇〇〇〇年〇月〇日（稼働開始日）～〇〇〇〇年〇月〇日（稼働終了予定日）。稼働終了予定日が突如した際は別途報告・確認を行う。	655,504	398,766	10	カスタマイズ費：398,766円 利率率：25.72% 耐用年数：5年 供用日数：300日（予定）
	借料	カスタマイズ費	500,000	500,000	1	外部委託	500,000	500,000	1	外部委託	500,000	500,000	1	外部委託費
	借料	機材	300,000	10,000	30	5万円未満のための損料率を乗じない	300,000	10,000	30	5万円未満のための損料率を乗じない	269,200	8,976	30	平均残存価額： 利率率：25.72%
合計			2,443,836			2,443,836			2,443,836	2,408,057				

## 別紙1\_公認会計士確認機材一覧

# 機材損料・借料（損料・カスタマイズ費）積算と精算の流れ

## （イ）対象物の取得：



- 機材損料・借料（損料・カスタマイズ費）はJICA確認後も企業による立替払となります。後述の（エ）が完了するまでは当該金額を精算できません。
- 対象物の取得後、実績に基づいて別紙1\_公認会計士確認機材一覧の企業実績を記入します。
- なお、供用日数は想定で構いません。

2024年度ビジネス化支援事業  
 名称：  
 調達名：  
 公認会計士確認機材一覧

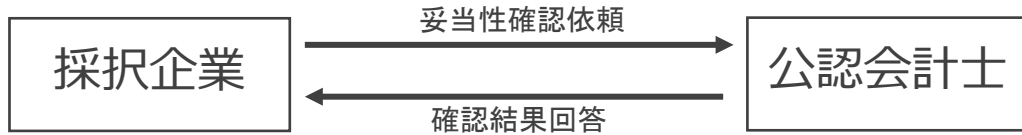
中項目	小項目	詳細項目	企業<見積額>				企業<実績額>				会計士確認結果			
			内訳金額(円)	数量	仕様・補足	数量	仕様・補足	精算金額	数量	仕様・補足	数量	仕様・補足		
機材費	機材製品(ソウ) 損料	機材費	986,301	600,000	10	986,301	600,000	10	984,273	598,766	10	平均帳簿価額： 利益率：25.72%		
	機材製品(ソウ) カスタマイズ費	電気家電カスタマイズ	657,534	400,000	10	657,534	400,000	10	655,504	398,766	10	平均帳簿価額： 利益率：25.72%		
	機材製品(ソウ) カスタマイズ費	タブレット端末現地調達費	500,000	500,000	1	500,000	500,000	1	500,000	500,000	1	平均帳簿価額： 利益率：25.72%		
	機材製品(ソウ) 損料	替刃	300,000	10,000	30	300,000	10,000	30	269,280	8,976	30	平均帳簿価額： 利益率：25.72%		
合計			2,443,836			2,443,836			2,409,057					

## 別紙1\_公認会計士確認機材一覧



# 機材損料・借料（損料・カスタマイズ費）積算と精算の流れ

(ウ) 任意の公認会計士確認への確認依頼：



- 別紙1\_公認会計士確認機材一覧
- 各種証憑
- 別紙2\_公認会計士確認書

- 任意の公認会計士に別紙1\_公認会計士確認機材一覧及び必要となる根拠資料を提出し、別紙2\_公認会計士確認書の作成を依頼してください。
- 公認会計士は機材費（企業実績）が機材費ガイドに定める定義及び計算式に合致したうえで積算されたこと(支出確認が求められる場合は支出実績の確認)を積算の根拠資料を含めて確認します。
- 公認会計士は妥当性が確認できた範囲において、別紙1\_公認会計士確認機材一覧の会計士確認結果に反映し、公認会計士確認書を企業宛に発出します。

機材種別	品名	数量	標準単価		実績単価		標準単価	実績単価	標準単価	実績単価
			標準	実績	標準	実績				
事務用品	事務用品	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
機材	機材	100	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000
その他	その他	100	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000
合計										

2024年XX月XX日

公認会計士確認書

XXX企業名XXXX  
調査主任者名 様

事務所名：  
公認会計士氏名：

2024年度XXXXXX事業における<<企業名>>が実施する<<対象国>><<<<案件名>>>>において、調査活動に投入する資機材（別紙）が、JICAが定める募集要項（別添資料及び別添様式を含む）の範囲における妥当性を確認しました。  
なお、本確認は<<企業名>>から提供された情報の範囲で実施しており、価格の妥当性について保証を提供するものではありません。

確認対象額	
内妥当性確認額	

別紙：公認会計士確認機材一覧

□別紙1\_公認会計士確認機材一覧

□別紙2\_公認会計士確認書

# 機材損料・借料（損料・カスタマイズ費）積算と精算の流れ

## （工）公認会計士確認書の提出：



公認会計士確認済

- 別紙1\_公認会計士確認機材一覧
- 別紙2\_公認会計士確認書

打合簿：機材費の確定について

- 2026年8月31日までにJICAコンサルタントを介して公認会計士確認済の別紙1\_公認会計士確認機材一覧及び別紙2\_公認会計士確認書をJICAに提出ください。
- 公認会計士確認書の提出が当該期限を超える場合はいかなる理由においても当該機材費は精算対象とはなりません。
- 調査経費内訳書の概算金額を上限に別紙2\_公認会計士確認書に記載の金額にてJICAコンサルタントから採択企業に当該費用を精算します。

機材名	品名	数量	単価		金額		備注
			標準	実績	標準	実績	
...	...	...	...	...	...	...	...
合計			2,145,000	2,145,000	2,145,000	2,145,000	

2024年XX月XX日

公認会計士確認書

XXXX企業名XXXX  
調査主任者名 様

事務所名：  
公認会計士氏名：

2024年度XXXXXX事業における<<企業名>>が実施する<<対象国>><<<<案件名>>>>において、調査活動に投入する資機材（別紙）が、JICAが定める募集要項（別添資料及び別添様式を含む）の範囲における妥当性を確認しました。  
なお、本確認は<<企業名>>から提供された情報の範囲で実施しており、価格の妥当性について保証を提供するものではありません。

確認対象額	
内妥当性確認額	

別紙：公認会計士確認機材一覧

別紙1\_公認会計士確認機材一覧

別紙2\_公認会計士確認書